

大都市圏の柔道整復施術所における あん摩マッサージ指圧療法、 鍼灸療法等の実態に関する調査研究

—その1 主として単純集計による検討— (前編)

矢野 忠 明治国際医療大学鍼灸学部
安野富美子 東京有明医療大学保健医療学部
藤井亮輔 筑波技術大学保健科学部
近藤 宏 筑波技術大学保健科学部
鍋田智之 森ノ宮医療大学保健医療学部

I
背景

1998年8月、福岡地裁において柔道整復師養成施設不指定処分取消請求事件の判決が下された¹⁾。その結果、養成施設指定規則を満たせば柔道整復師（以下、柔整師）養成施設の設置が認められることになった。この福岡

地裁の判決を契機に、それまで認可されなかったはり師、きゅう師（以下、鍼灸師）養成施設にもこの判決（鍼灸の場合、養成施設認定規則）が適用されるようになり、鍼灸師の養成施設（専門学校）は急速に増えた。

図1は鍼灸師のみの養成施設数（はり師、きゅう師学校・養成施設数、厚生労働省資料）の年次推移を示したものである²⁾。1998年度に14施設（厚生労働省施設数と文部科学省

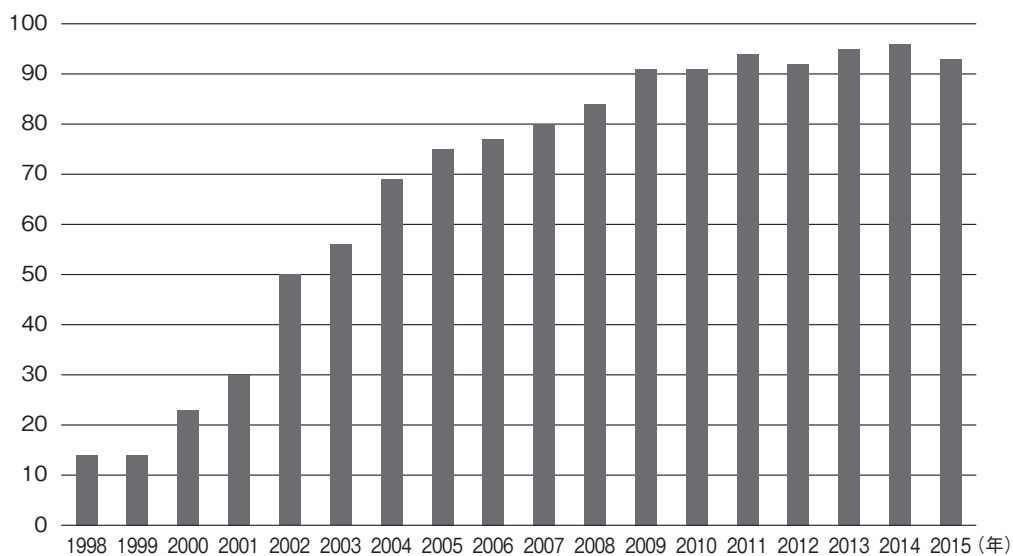


図1 鍼灸師養成施設数の年次推移

施設数の合計)であったのが、2015年度では93施設と急増し、17年間でおよそ6.6倍に増えた。

当然、鍼灸師養成施設が増えれば就業鍼灸師および鍼灸施術所(以下、鍼灸院)は増えることになる。1992年と2016年の就業施術者数・施術所数を比較すると、22年間ではり師は1.8倍(1992年63,543人、2016年116,007人)、鍼灸院は2.3倍(1992年12,055カ所、2016年28,299カ所)に増えた。同様に就業柔整師は2.7倍(1992年24,776人、2016年68,120人)、柔道整復施術所(柔整院)は2.6倍(1992年18,552カ所、2016年48,024カ所)となり、その増加率ははり師、鍼灸院よりも大きかった³⁾。

このように、養成施設の急速な増加により施術者も施術所も増えたが、その変化に伴って受療者も増加すれば、需給バランスは安定・維持し、それぞれの業の発展につながることになる。しかし、これまで鍼灸療法の年間受療率の調査で明らかにしたように、むしろ受療率は減少している⁴⁻⁶⁾。しかも、鍼灸療法の受療場所が鍼灸院から鍼灸柔整院・柔整院へと移動していることが明らかにされ、その要因として施術料金の低価格化(鍼灸柔整院・柔整院では2,000円以下、特に1,000円以下が多かった)の関与が示唆された^{7),8)}。このことはあん摩マッサージ指圧(以下、あま指)療法の受療場所についても同様で、あま指院から鍼灸柔整院・柔整院へと移動していることが示された^{7),8)}。

こうした柔道整復業(以下、柔整業)のあま指・はり・きゅう業(以下、あはき業)取り込み現象は、柔整師および柔整院の急増による柔整業の経営環境の変化によるものと思われるが、それらに関する実態調査はなされていない。また、鍼灸院と柔整院を併設している鍼灸柔整院(鍼灸整骨院、鍼灸接骨院)の数と、そこで行われている施術内容の実態に関する調査も皆無である。

あはき業と柔整業は、国家資格による業務であるものの、営業実態は不明である。それ

らに関する公的統計といえば、免許保有者数、就業施術者数、開設施術所数、療養費のみで、各業の営業実態を把握するうえで必要とされる受療者数、受療目的、受療した疾患や症状、受療回数、施術料、施術内容、営業形態などの統計は皆無である。現段階では、調査研究(主として公益法人東洋療法研修試験財団の鍼灸等調査研究)に頼らざるを得ない現状である。

Ⅱ
目的および方法

1. 調査目的

柔整院および鍼灸柔整院での鍼灸療法、あま指療法などの実態に関する調査は皆無であることから、第一段階として、東京都と大阪府の大都市圏で開業している柔整院を調査対象として、そこで行われている業務の実態を明らかにするとともに、あはき業および柔整業それぞれの業が健全な発展を期すための方略を構想するうえでの基礎資料に資することを目的とした。

2. 調査方法

1) 対象の抽出方法

統計調査センター株式会社「iタウンページ整形ソフト」(Ver.3.03)を使用して、東京都と大阪府で開設している柔整院を抽出した。「柔道整復」「整骨院」を検索ワードとした。検索を行った日は、2016年11月1日。なお、検索結果はExcel形式に保存し、手作業で重複データの削除を行い、調査対象のデータベースを作成した。

2) 調査票の作成

調査票の内容は、「①施術所の開設者(代表)の基礎情報(性別・年齢・資格)」「②施術所の基礎情報(施術所の形態・開設年限・柔整以外の施術の種類)」「③施術者の雇用について

て（雇用の有無、雇用している施術者の人数・資格）」「④1日の施術別の受療者数と料金」「⑤柔道整復以外の施術を取り入れた理由とその効果（受療者数と収益）」「⑥現在の収入に対する満足度」「⑦経営状態について」「⑧今後の経営に対する不安について」とした。これらの項目で調査票「柔道整復施術所業態アンケート」を構成した。

3) 調査実施日

2017年1月23日に対象施術所に郵送し、回収期間を3週間、2月10日を締め切りとした。調査対象施術所には①調査票、②調査研究へのご協力をお願い、③返信用封筒を同封して発送した。

4) 調査と集計の委託

調査票の発送・回収、データ入力および集計などは中央調査社に委託した。

3. 集計方法

各項目については単純集計とし、必要に応じてクロス集計を行った。また、必要な項目については95%信頼区間(95% CI)を求めた。

4. 倫理的配慮と利益相反

本調査研究を行うにあたり、明治東洋医学院専門学校倫理委員会の承認（承認番号第28-013）を得て行った。なお、アンケート調査にあたっては文章にて研究の内容を説明し、同意を得たうえで回答をお願いした。また、本研究には開示すべき利益相反（COI）関係にある企業などはない。

Ⅲ

結果とその意味

本稿では、主として調査項目の単純集計結果とその意味についてのみ報告する。そのため、多くは柔整院と鍼灸柔整院とを一緒にした集計となり、柔整院と鍼灸柔整院の比較検討は含まれない。そこで、柔整院と鍼灸柔整院の比較については、別稿（本誌2018年1月号以降に掲載予定）で紹介する。

1. 調査対象と回収率

1) 調査対象

「iタウンページ整形ソフト」(Ver.3.03)を使用して、「柔道整復」「整骨院」を検索した結果、ヒットした対象施術所2,400カ所で重複を除いた2,367カ所を調査対象とし、調査票を送付した。その内訳は表1に示す通りである。なお、2016年末の柔整院数の資料⁹⁾と比較すると、東京都・大阪府とも施術所数の18%台を抽出し、調査対象としたことになる。

なお、2016年度の就業柔整師数は全国で68,120人、東京都10,605人、大阪府8,994人で、東京都と大阪府の就業柔整師数合計は全国の28.8%を占めていた⁹⁾。一方、全国の柔整院数は48,024カ所であり、そのうち東京都が5,922カ所、大阪府が6,838カ所であった⁹⁾。大都市圏の東京都と大阪府の柔整院数は全国の26.6%を占めており、本調査ではそのうちの18.6%、すなわち全国の4.9%の施術所を抽出したことになる。

なお、調査対象の抽出においては、本来であれば東京都および大阪府に柔整院の情報開

表1 調査対象

	(A) iタウンページ 施術所数	(B) 2016年末 施術所数	(A)/(B)
東京都	1,114	5,922	18.8%
大阪府	1,253	6,838	18.4%
合計	2,367	12,760	18.6%

示を請求し、調査対象のデータベースを作成し、層化によるサンプリング手法で調査対象を抽出すべきであるが、市井で開設している柔整院の実態を把握することに重点を置いたことからiタウンページ整形ソフトを用いた。その結果、表1のように東京都、大阪府ともに開設施術所の18%台の抽出であったが、営業実態のある施術所を抽出できたものと考えている。

2) 回収率

調査対象数2,367件のうち、未回収数は1,891件、回収数は476件で、回収率は20.1%であった。アンケート調査では、面接法で報酬がある場合で最も回収率が高く、郵送法で無報酬の場合に最も回収率が低くなるとされている¹⁰⁾。本調査は後者に該当し、回収率は低かった。

これまでのあはき業に関する郵送法による調査でも、おおむね25%前後の回収率であったことから、本調査の回収率は低いといわざるを得ない。その理由は明らかではないが、柔整院におけるアマ指・鍼灸やカイロ・整体術、リラクセーションの実態を調査する趣旨(意義と必要性)を調査対象者に十分伝えきれなかったことによるものと思われた。この点については、今後、同種の調査を行う場合の反省材料としたい。本調査の回収率が低かったとはいえ、20%をこらうじて超えたことは、本調査研究の趣旨を理解していただいた回答者の協力によるものである。ここに深

く感謝申し上げる。

2. 施術所の営業について

回答した施術所の営業形態は、表2の通りである。現在、営業している施術所は466カ所(97.9%)、休業・廃業が10カ所(2.1%)であった。このように、営業実態のある施術所を98%という高い率で抽出できたのは、iタウンページ整形ソフトを使用したためであると思われた。

3. 開設者の性別と年代および所在地

休業・廃業を除く開設者466人の性別は男性449人(96.4%)、女性17人(3.6%)と、男性が圧倒的に多かった。年代は表3の通り40代をピークに50代、30代と続き、20代から50代までで86.5%を占めた。年代層から推測すると、本調査対象の多くは、精力的に臨床に携わっている施術者とみなすことができよう。所在地については大阪府が266カ所(57.1%、95% CI: 52.4-61.6)、東京が200カ所(42.9%、95% CI: 38.4-47.6)で、大阪府が東京都より14.2ポイント高く、有意に多かった。

4. 施術所について

1) 現在の営業形態

施術所の現在の営業形態について尋ねたところ、表4に示すように柔整院は171カ所(36.8%、95% CI: 32.3-41.2)、鍼灸柔整院

表2 回答した施術所の営業形態

総数	営業している	休業している	廃業している	無回答
476	466	4	6	0
%	97.9	0.8	1.3	0

表3 開設者の年代

該当者	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	無回答	平均値	中央値
466	17	96	162	128	45	14	4	47.1	46
%	3.6	20.6	34.8	27.5	9.7	3	0.9		

表4 施術所の現在の形態

該当者	柔整院	鍼灸柔整院	その他
466	171	291	4
%	36.8	62.4	0.9
95% CI	32.3-41.2	57.7-66.9	0.2-2.0

表5 開設時の施術所の形態

該当者	現在の 施術所の 形態と同じ	元は 柔整院	元は 鍼灸 柔整院	元は アマ指院	元は 鍼灸マッ サージ院	元は 鍼灸院	元はカイ ロ・整体 術の施設	元は リラク の 店舗	その他	無回答
466	404	25	13	0	5	5	1	2	7	4
%	86.7	5.4	2.8	0	1.1	1.1	0.2	0.4	1.5	0.9

表6 施術所の開設年限

該当者	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年 以上	無回答	平均値 (年)	中央値 (年)
466	190 (77/111/2)	134 (34/99/1)	87 (30/56/1)	33 (16/17/0)	9 (6/3/0)	7 (6/1/0)	6	14.9	12.1
%	40.8	28.8	18.7	7.1	1.9	1.5	1.3	14.9	12.1

() 内の数字の順は、柔整院、鍼灸柔整院、その他の施術所数

は291カ所(62.4%、95% CI: 57.7-66.9)で、鍼灸柔整院のほうが柔整院よりも120カ所(25.7%)多かった。

この偏りは、柔整院と鍼灸柔整院の営業形態の正確な比率は不明であるものの、現状の実態を反映したものとは考えにくい。福岡裁判以降の柔整師および鍼灸師、また施術所は増加したことを考慮したとしても、この偏りを説明することは困難である。回収率の項で述べたように、調査する意義と必要性を伝えきれていなかったこと、さらには調査内容から鍼灸柔整院のほうが回答しやすかったことによると考えられた。

2) 開設時の施術所の形態

開設時の施術所の形態について尋ねたところ、表5に示すように、開設時の形態を現在も継続している施術所は404カ所(86.7%)であった。一方、元はアマ指、鍼灸マッサージ、鍼灸の施術所、カイロプラクティック・整体術(以下、カイロ・整体術)の施設、アロマセラピーや手もみなどのリラクゼーション(以下、リラクゼーション)の店舗などが

柔整院、あるいは鍼灸柔整院になったのは2.8%(13カ所)と少なかった。また、元は柔整院であった25カ所(5.4%)のうち、鍼灸柔整院になったのは21カ所(84%)であった。なお、現在鍼灸柔整院である291カ所のうち247カ所(84.9%)は、開設当初から鍼灸柔整院であった。

いずれにしても、施術所の86.7%が開設当初から形態を変えず、維持しながら現在に至っているなかで、6割弱が鍼灸柔整院であったことは、回答者に偏りはあるものの、鍼灸療法と柔道整復術の2種の施術による営業形態が柔整業の主流である、あるいはなりつつあることを示唆するものである。

3) 施術所の開設年限

施術所の開設年限について尋ねたところ、表6に示すように、最も多かったのは10年未満の190カ所(40.8%)、次いで10年以上20年未満の134カ所(28.8%)であった。20年未満の合計は324カ所(69.5%)で、約7割を占めた。

このように、10年未満の施術所が4割、20

年未満までを合わせると約7割を占めた。そこで、開設年限別に柔整院と鍼灸柔整院の比率を見たところ、10年未満では柔整院40.5%に対して鍼灸柔整院58.4%、10年以上20年未満では柔整院25.4%に対して鍼灸柔整院73.9%、20年以上30年未満では柔整院34.9%に対して鍼灸柔整院64.4%、30年以上40年未満では柔整院48.5%に対して鍼灸柔整院51.5%であった。このことから、40年以上前までは柔整院が主流であったようであるが、その後は鍼灸柔整院の営業形態が徐々に増えていったと考えられた。ただし、この点については、免許取得の状況や当時の時代背景を考慮して考察する必要がある*。いずれにしても、それぞれの業団の状況を詳細に把握するには、鍼灸院、柔整院、鍼灸柔整院等の営業形態別の登録制度が必要である。

5. 開設者の資格

開設者が所持している資格について複数回答で尋ねたところ、表7に示すように、最も

* 15～25年前、あるいはそれ以前では、柔整師になるには先に鍼灸学科を卒業してから柔道整復学科に入学するといった経過をとったようである。したがって、当時柔整師免許を取得した人の多くは鍼灸師免許も所持していたようである。また、鍼灸院と柔整院の開設にあたっては、別々に受付を設けることと指導され、柔整院として開設したケースも多かったようである。いずれにしても、これらに関する要因を詳細に調査しない限り、開設年限だけから営業形態の変遷を判断することはできないと考える。

多かったのは柔整師の452人(97%)、次いで鍼灸師の273人(58.6%)であった。このことから、柔整師と鍼灸師のダブルライセンスを所持している開設者は多く、またカイロの民間認定資格を所持している開設者も1割程度いることが示唆された。

なお、柔整師と鍼灸師のダブルライセンス所持者は262人で、柔整師の58%を占めた。また、柔整師とカイロプラクターの複数資格者は45人で柔整師の10%であり、柔整師と整体師の複数資格者は31人で柔整師の6.9%であった。このように、複数の資格を持って臨床を展開していることが明白になった。

さらに、その他の資格を所持していると回答した72人で最も多かったのは、ケアマネジャーの36人(50%)であった(表8)。回答者に占めるケアマネジャー取得の割合は7.7%と少なかったものの、超高齢社会における介護は喫緊の社会的問題であることから、介護分野への積極的参入への徴候が読み取れる。

したがって、今後、介護分野への参入の動向を把握することは、鍼灸業、柔整業の将来を見極めるうえで、重要であると考えられる。なぜなら、高齢者や要介護者の自立支援は超高齢社会の重大課題であり、その支援には介護、治療、生活指導も含めた総合的なケアが必要だからである。その役割を担える医療資源として、あま指師、鍼灸師、柔整師は極めて有用性が高く、複数のライセンスを活かせる分野でもあるからである。

表7 開設者が所持している資格

該当者	柔道整復師	あん摩マッサージ指圧師	はり師・きゅう師	ドクター・オブ・カイロプラクティック	認定によるカイロプラクター	認定による整体師	その他	資格なし	無回答
466	452	85	273	4	46	31	72	2	0
%	97	18.2	58.6	0.9	9.9	6.7	15.5	0.4	0

表8 柔整師、あま指師、鍼灸師、カイロプラクター、整体師以外の所持している資格

該当者	薬剤師	理学療法士	ケアマネジャー	介護福祉士	左記以外	無回答
72	2	2	36	2	33	2
%	2.8	2.8	50	2.8	45.8	2.8

6. 雇用している施術者と人数について

1) 雇用している施術者

雇用している施術者について複数回答で尋ねた。まず、施術者を雇用している開設者は67.2%、雇用していない開設者は32.8%であった。

その内訳は表9に示すように、最も多かったのは柔整師の245人(52.6%)で、次に鍼灸師173人(37.1%)、施術者補助(専門学校の学生などの無資格者)88人(18.9%)、あま指師65人(13.9%)と続いた。

このように、約7割の開設者は、柔整師、鍼灸師、あま指師などを雇用し、柔整業の経営拡大をはかっている。こうした努力は、収益にも反映されるものと思われる。収益などについては調査していないが、藤井らの業態調査^{11),12)}によると、施術所の年収高は柔整院>鍼灸柔整院>鍼灸院の順であったことに根拠の一端を与えたものといえよう。

なお、藤井らのあはき業態調査¹¹⁾では、「一人経営」(施術者を雇用していない施術所)が84%であったのに対して、柔整院・鍼灸柔整院は32.8%であり、両者は対照的であった。このように、あはき業は圧倒的に「一人経営」であるのに対して、柔整業は施術者を雇用し、経営拡大を図っていた。しかし、柔整業においても3割弱が「一人経営」であった。この比率は、柔整師および柔整院の急増による経営激化を反映したともとらえられるが、早計には判断できない。今後の推移を見守る必要がある。

2) 雇用している施術者などの人数

雇用している施術者などの人数を尋ねたところ、表10に示すように、いずれも中央値で1人であったが、2人以上では柔整師と鍼灸師が多かった。なお、総数においては柔整師245人、鍼灸師173人、あま指師65人と国家資格者が上位を占めた。

また、上述したように専門学校生学生を施術補助者として雇用しているところも多く、総数で88人であった。なお、藤井らの調査¹¹⁾ではあはき施術所が雇用している施術者数の中央値も1人であった。

7. 現在、施術所で行っている各種療法

現在、施術所で行っている療法について複数回答で尋ねたところ、表11に示すように、柔道整復術以外で最も多かったのは鍼灸療法の312カ所(67%)であった。次にカイロ・整体術が210カ所(45.1%)と続き、あま指療法は128カ所(27.5%)であった。なお、リラクゼーションは85カ所(18.2%)でおおよそ2割程度であった。

鍼灸柔整院・柔整院で行われている施術は、柔道整復術に加えて鍼灸療法67%、カイロ・整体術45.1%と多く、あま指療法やリラクゼーションも2~3割内で行われている。

このように、あま指療法やリラクゼーションよりも鍼灸療法やカイロ・整体術が多く取り入れられている理由として、柔道整復術の業務を補完するとともに、施術内容の拡充を図ろうとしたものと考えられた。すなわち、運動器疾患の急性期症状以外に対応できるようにしたもので、本業以外の療法を導入する

表9 雇用している施術者

該当者	柔道 整復師	あま 指師	はり師 きゅう 師	ドクター・ オブ・カイ ロプラク ティック	認定による カイロプラ クター	認定に よる 整体師	その他 の認定 資格者	施術補助者 (無資格者： 専門学校生 など)	雇用 して いない	無回答
466	245	65	173	1	18	19	20	88	153	6
%	52.6	13.9	37.1	0.2	3.9	4.1	4.3	18.9	32.8	1.3

※複数回答のため回答者数合計とパーセンテージの合計は合わない。

表 10 雇用している施術者数

該当者	総数	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	平均値	中央値
柔整師	245	134	59	29	12	11	0	2	1
	%	54.7	24.1	11.8	4.9	4.5	0	2	1
あん摩マッサージ指圧師	65	41	13	4	0	7	0	2.1	1
	%	63.1	20	6.2	0	10.8	0	2.1	1
はり師・きゅう師	173	98	37	25	3	9	1	2.1	1
	%	56.6	21.4	14.5	1.7	5.2	0.6	2.1	1
ドクター・オブ・カイロプラクティック	1	1	0	0	0	0	0	1	1
	%	100	0	0	0	0	0	1	1
認定によるカイロプラクター	18	16	2	0	0	0	0	1.1	1
	%	88.9	11.1	0	0	0	0	1.1	1
認定による整体師	19	15	1	2	0	1	0	1.5	1
	%	78.9	5.3	10.5	0	5.3	0	1.5	1
その他の認定資格者	20	14	3	0	1	2	0	1.8	1
	%	70	15	0	5	10	0	1.8	1
施術補助者（無資格者：専門学校生など）	88	54	16	8	8	2	0	1.8	1
	%	61.4	18.2	9.1	9.1	2.3	0	1.8	1

表 11 現在、施術所で行っている療法（施術内容）

各種療法	該当者	している	していない	無回答
柔道整復術	466	459	5	2
	%	98.5	1.1	0.4
あま指圧療法	466	128	188	150
	%	27.5	40.3	32.2
鍼灸療法	466	312	92	62
	%	67	19.7	13.3
カイロ・整体術	466	210	135	121
	%	45.1	29.0	26.0
リラクゼーション	466	85	203	178
	%	18.2	43.6	38.2

※複数回答のため、回答者数合計とパーセンテージの合計は合わない

ことにより受療者のニーズに応えようとしている実態が示された。また、その状態を持続可能にするために、鍼灸師やカイロプラクター・整体師、アロマセラピストなどを雇用しているものと考えられた。

後編では、柔整院における1日の受療者数、施術料、柔整以外に導入した各種療法とその理由および経営上の効果などについての調査結果を掲載する。

【参考文献】

- 1) 事件番号:平成9(行ウ)31. 事件名:柔道整復師養成施設不指定処分取消請求事件. 裁判所ホームページ 行政事件裁判例集より (http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/172/016172_hanrei.pdf)
- 2) 厚生労働省. はり師、きゅう師 学校・養成施設数、定員 年度別推移. 厚生労働省ホームページより (<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000109626.pdf>)
- 3) 厚生労働省. 平成28年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況. 厚生労働省ホームページより (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/>)

- eisei/16/)
- 4) 矢野忠, 安野富美子, 藤井亮輔, 他. 我が国における鍼灸療法の受療状況について—10年間で受療状況は好転したのか—. 医道の日本 2013; 72 (11): 202-13.
 - 5) 矢野忠, 安野富美子, 藤井亮輔, 他. 我が国における鍼灸療法の受療状況について—主として年間受療率, 一施術所当たり月間受療者数, 認知状況, 知る機会・媒体について—. 医道の日本 2014; 73 (9): 131-42.
 - 6) 矢野忠, 安野富美子, 坂井友実, 他. 我が国における鍼灸療法の受療状況に関する調査. 医道の日本 2015; 74 (8): 209-19.
 - 7) 矢野忠, 安野富美子, 藤井亮輔, 他. 我が国におけるあん摩マッサージ指圧, 鍼灸, その他の手技療法の受療状況に関する調査 (前編). 医道の日本 2016; 75 (9): 96-101.
 - 8) 矢野忠, 安野富美子, 藤井亮輔, 他. 我が国におけるあん摩マッサージ指圧, 鍼灸, その他の手技療法の受療状況に関する調査 (後編). 医道の日本 2016; 75 (10): 108-18.
 - 9) 総務省統計局. 平成28年度行政衛生報告例. 政府統計の窓口ホームページより (<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001185884>)
 - 10) 井上公人. 郵送調査の回収率を高める要因の再検討の重要性—予告状, 私信化, 返信用切手貼着に着目して. 社会学研究科年報 2015; 22: 69-75.
 - 11) 藤井亮輔, 矢野忠, 坂井友実, 近藤宏. あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう全国施術所調査報告書2014. 社会福祉法人視覚障害者支援総合センター, 2014.
 - 12) 藤井亮輔, 矢野忠, 近藤宏. あん摩マッサージ指圧の受療状況と当該施術所の実態に関する調査研究 (厚生労働科学特別研究事業, H28-特別-指定-009). 2017, 報告中.

WHO/WPRO 標準経穴部位 日本語公式版

WHO/WPRO が決めたツボを知ろう!

原著：WHO西太平洋地域事務局
監訳：第二次日本経穴委員会
B5判 4色刷 306頁 定価 (本体4,500円+税)

『WHO STANDARD ACUPUNCTURE POINT LOCATIONS IN THE WESTERN PACIFIC REGION』の翻訳本。第二次日本経穴委員会の監訳によって、WHO西太平洋地域事務局(WPRO)が定めた標準経穴部位(361穴)が経穴図とともにすべて網羅されている。国際的な経穴関連活動の決定事項、日本語公式版の参考文献、索引など日本語公式版オリジナルの付録も充実。



医道の日本社 フリーダイヤル 0120-2161-02 Tel. 046-865-2161 ご注文 Fax. 046-865-2707
1回のご注文 1万円(税込)以上で梱包送料無料(1万円未満: 梱包送料 583円)